点数制度による行政処分等の事務処理要領について（例規）

〔最終改正　令和８．７．21　例規交指第29号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第90条、第 103条及び第 107条の規定に基づく点数制度による行政処分等の事務の適正かつ効果的な処理を図るため、みだしのことについて下記のように定め、平成４年９月１日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

１　点数制度による行政処分の事務処理について（昭和44．９．19：４京免許第 368号、４京交企第 566号、４京交指第 420号）の例規通達

２　ＯＣＲ導入に伴う行政処分の事務処理要領について（平成元．10．18：１京免許第 466号、１京交指第 872号）の一般通達

３　交通事故事件に適用する簡約特例書式の導入に伴う行政処分の上申要領について（平成４．５．25：４京免許第 252号、４京交企第 459号、４京交指第 525号）の一般通達

記

第１　総則

１　用語の定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1)「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。

(2)「一般違反行為」とは、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「令」という。）別表第２の１の表の上欄に掲げるものをいう。

(3)「特定違反行為」とは、令別表第２の２の表の上欄に掲げる行為をいう。

(4)「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。

(5)「違反等報告書」とは、違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。

(6)「行政処分原票」とは、別表第１の表の違反行為の種別欄に応じ、それぞれ行政処分原票の種別欄に掲げるものをいう。

(7)「違反等登録（票）」とは、違反行為、交通事故に係る違反登録（票）及び事故登録（票）をいう。

(8)「抹消登録」とは、違反等登録を一部訂正し、又は完全に抹消する登録をいう。

(9)「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

(10)「行政指導」とは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第６号に規定する行政指導をいう。

(11)「違反者講習」とは、法第 108条の２第１項第13号に掲げる講習をいう。

(12)「処分事案の移送」とは、処分事由発生時における運転者の住所地が、当該処分事由

発生地を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合における当該処分事由発生地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。

(13)　「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地の属する都道府県以外の都道府県の区域内にある場合における当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。

(14)　「警察署等」とは、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動警ら課及び警察署をいう。

(15)　「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。

(16)　「取締り警察官」とは、交通取締り、交通事故の現場処理及び交通事故関係者の取調べに従事する警察官をいう。

2　処分等の迅速性及び的確性の確保

(1) 点数制度による行政処分は、警察庁情報処理センターにおける違反登録及び事故登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであるから、これらの登録は迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 行政処分は、運転不適格者を迅速かつ的確に排除することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時において明らかな事実に基づいて速やかに処分を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて被処分者についても、危険性の早期改善が図られるようにするものとする。

第２　行政処分上申書類の作成

1　違反等報告書の作成

(1) 取締り警察官は、違反事実の認定を適正に行うとともに、違反等報告書の作成に当たっては、違反事実に基づいて正確かつ迅速に行い、特に、違反者の生年月日、性別、氏名及び免許証番号は、警察庁情報処理センターの資料処理における照合項目として重要な事項であるので、誤りのないよう記載するものとする。

(2) 取締り警察官は、違反行為のうち、不送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、行政処分原票及び違反等登録票の作成区分（別表第１）に掲げる違反行為の種別に従って行政処分原票及び違反等登録票を作成するものとする。

(3) 取締り警察官は、違反行為が交通事故に関する登録除外事由（別表第２。以下「登録除外事由」という。）に該当すると認めるときは、その内容を具体的に記載した報告書を違反等報告書に添付して報告するものとする。

2　行政処分原票の作成

(1) 行政処分原票（様式第１号）は、行政処分原票記載要領（別記第１）に従ってワンライティングで作成するものとする。

(2) 行政処分原票（人身事故用）（様式第２号）は、京都府警察ポータルサイトを利用して運用する交通事故情報管理システムにより印字したものを用いて、前記第２の２の(1)に準じて作成するものとする。

(3) 行政処分原票（交通（反則）切符６枚目裏面及び点数切符３枚目裏面）は、各欄につい

て該当する□印を○で囲み、特記事項欄に違反理由等を簡潔に記載するほか、その他参考事項欄に現場見取図等を記載するものとする。

(4) 行政処分原票を作成する警察官は、当該事案に係る法令違反の事実を確認し、当該事案が人身事故等であるときは、違反行為をした者の不注意の程度を交通事故の不注意の程度の認定基準（別表第３）に従って認定するものとする。

(5) 行政処分原票を作成した警察官は、人身事故等の内容が登録除外事由に該当すると認めたときは、行政処分原票の情状欄にその意見を記載するものとする。

3　違反等登録票の作成

(1) 警察署長等は、違反等登録票の作成責任者を指定し、その者において一元的に違反等登録票を作成させるものとする。

(2) 違反等登録票は、違反等登録票記載要領（別記第２）に従って記載するものとする。

(3) 違反等登録票を作成しなかった事案については、交通法令違反事件簿にあっては備考欄に、交通事故処理簿にあっては行政処分上申年月日欄に「登録票不作成」と朱書きするものとする。

4　違反等登録票の点検審査

(1) 警察署長等は、幹部警察官の中から登録票審査責任者を指定し、違反等登録票の点検審査に当たらせるものとする。

(2) 登録票審査責任者は、次に掲げる事項について点検審査するものとし、交通事故による被害又は責任の内容その他について情状酌量すべき事情があるときは、行政処分原票の情状欄にその事情を朱書するものとする。

ア　違反等登録票の記載内容の適否

イ　人身事故等に係る事案については、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定又は事実の認定の適否

ウ　登録除外事由の認定の適否

5　行政処分原票及び違反等登録票の送付

(1) 警察署長等は、次の区分に従って行政処分原票及び違反等登録票（以下「行政処分原票等」という。）を運転免許試験課長に送付するものとする。

ア　人身事故等に係る事案にあっては、原則として発生の日の翌日から10日以内

イ　前記第２の５の(1)のア以外の違反行為に係る事案にあっては、原則として検挙の日の翌日から５日以内

ウ　前記第２の５の(1)のア及びイ以外の事案にあっては、関係書類を作成した日

(2) 行政処分原票等には、行政処分上申関係書類（別表第４）に定めるところにより、関係書類を添付するものとする。

(3) 仮停止に係る事案については、運転免許の効力の仮停止等に関する事務の取扱要領について（昭和42．10．30：２京免許第 340号）の例規通達別記様式に定める事項を運転免許試験課長に電話速報した後、速やかに当該事案の本処分を行う公安委員会に対し、前記第２の５の(2)に準じて関係書類を添付し送付するものとする。

(4) 準仮停止に係る事案については、前記第２の５の(3)に準じて措置するものとする。

(5) 行政処分原票等の送付までに関係書類が作成できなかったときは、作成後に関係書類追送書（様式第３号）に関係書類を添付して遅滞なく追送するものとする。

(6) 行政処分原票等を送付した事案について、事実の変更若しくは点数評価を見直すべき事情が生じたとき又は自認から否認に転じた場合等で再審査が必要と認められるときは、直ちにその旨を運転免許試験課長に速報するとともに、登録点数の抹消（変更）・再審査方について（依頼）（様式第４号）により通知するものとする。

第３　行政処分原票等の点検審査等及び登録

１　行政処分原票等の補充記載及び点検審査

(1) 運転免許試験課長は、登録票点検審査責任者を指定し、警察署長等から送付された違反等登録票の補充記載及び点検審査に当たらせるものとする。

(2) 違反等登録票の補充記載は、資料区分、氏名、違反名、事故内容（被害種別、被害程度及び危険度）等について、登録票補充記載要領（別記第３）に従って記載するものとする。

(3) 登録票点検審査責任者は、特に、前記第２の４の(2) に掲げる事項に留意して点検審査するものとする。

(4) 仮停止及び準仮停止に係る事案の違反等登録票は、運転免許試験課において作成するものとする。

２　違反等の登録審査

(1) 運転免許試験課長は、所属の警部以上の階級にある警察官のうちから登録審査官を指定するものとする。

(2) 登録審査官は、次に掲げる事項について、登録審査するものとする。

ア　違反等登録票に記載される違反等の点数評価

イ　違反等の事実認定の適否

ウ　交通事故を起こした者の不注意の程度の認定の適否

エ　交通事故の被害又は責任の内容その他について情状酌量すべき事情及びその意見の適否

オ　登録除外事由の認定の適否

カ　点数審査後における内容の変更又は点数評価を不適当とする事情の有無

(3) 運転免許試験課長は、登録審査に当たり、前記第３の２の (2)のアからカまでの事項について、事実認定ができない事情があると認めるときは、警察署長等に補充調査を依頼することができるものとする。

(4) 登録審査官は、違反等登録に係る事案について、違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めたとき、又は交通事故に係る事案について登録除外事由に該当すると認めたときは、その都度、運転免許試験課長に報告し、登録の対象から除外するものとする。

(5) 登録審査官は、登録審査の結果を違反等登録日報により毎日、運転免許試験課長に報告するものとする。

３　警察庁情報処理センターへの登録

運転免許試験課長は、登録審査が終了した日の翌日（当該日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第４号）第１条第１項に規定する府の休日の場合は、その翌日）までに、警察庁情報処理センターへ違反等登録を行うものとする。

４　登録除外の特例

運転免許試験課長は、他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について違反等登録

の変更又は除外を必要とする事由を発見したときは、その理由を明らかにし、電計登録の抹消（変更）方について（依頼）（様式第５号）により、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察にこれを差し戻し、違反等登録の抹消又は変更を求めるものとする。

第３の２　違反等登録に係る措置

１　指導教養の実施

運転免許試験課長は、違反等登録のある者による運転免許の申請、受験相談等に対して適切な取扱いが行われるよう、運転免許の申請等に係る窓口担当者等に対し、必要な指導教養を行うものとする。

２　抹消登録をした場合における措置

(1) 運転免許試験課長は、抹消登録をした場合は、当該抹消登録をする前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するものとし、その結果、当該行政処分等が認められたときは、迅速な是正措置を講じるものとする。

(2) 前記第３の２の２の(1)の場合において、運転免許を受けていない者に係る抹消登録をしたときは、同人による運転免許の申請、受験相談等の機会において、同人に対して行政処分等の有無を確認するものとする。

(3) 前記第３の２の２の(2)の場合において、運転免許を受けていない者が所在不明になる等により行政処分等の有無が確認できないときは、他の全ての都道府県警察に対し、抹消登録をされた違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（様式第５号の２）により当該行政処分等の有無に関する調査を依頼した上で、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼の経過等を警察庁交通局運転免許課長に報告するものとする。

(4) 運転免許試験課長は、他の都道府県警察から行政処分等の有無に関する調査依頼を受けた場合は、抹消登録をされる前の違反等登録に基づく行政処分等の有無を調査するものとし、その結果、当該行政処分等が認められたときは、当該調査依頼をした都道府県警察にその旨を回答するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第４　点数制度によらない行政処分の上申

１　病気等判明者に係る行政処分

法第 103条第１項第１号から第３号までに規定する病気にかかっていること等（以下「病気等」という。）が判明した者（以下「病気等判明者」という。）に対する行政処分を上申する場合は、病気等の事実証明に必要な次に掲げる書類を運転免許試験課長に送付するものとする。

(1) 病気等判明者を認知した報告書等

(2) 病気等判明者又はその家族等の供述調書

(3) 医師の診断書又は供述調書

(4) その他事実を証明する資料

２　危険性帯有者に該当する者に係る行政処分

法第 103条第１項第６号から第８号までに規定する危険性帯有者に該当する者に対する行政処分を上申する場合は、前記第２の２の(1)から(3)まで及び前記第２の３に準じて行政処分原票等を作成し、運転免許試験課長に送付するものとする。

第５　処分量定事務

1　通報内容の解読

運転免許試験課長は、警察庁情報処理センターから行政処分に係る点数通報を受けたときは、速やかに通報内容を解読するものとする。

2　処分量定

運転免許試験課長は、処分基準点数に達することとなった違反行為が交通事故に係るものであるときは、次に掲げる事項に留意して処分量定を行うものとする。

(1) 当該事故登録の点数評価に係る事項に関し、評価の見直しを要することとなる新たな事情の有無を調査し、当該事情があったときは、再度、点数評価を行い処分量定を行うものとする。

(2) 当該交通事故に係る違反行為の内容について、交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」かつ「小」に該当すると認めた事案であって軽減すべき事情があるときは、処分基準の範囲内で処分量定を軽減するものとする。

3　関係書類の確認の省略

運転免許試験課長は、処分基準点数に達することとなった事案以外の事案の違反行為については、点数通報の解読内容によって処分量定を行い、特に必要のあるもののほか、違反等登録票及び関係書類の確認を省略することができる。ただし、当該違反行為が５点の点数を付することとされている交通事故の場合（処分猶予登録及び処分手配登録をした場合を除く。）であって、点数通報に係る処分が免許の取消しであるときは、当該交通事故の発生地の都道府県から当該事案の違反等登録票及び関係書類を取り寄せて再審査を行うものとし、その結果、処分軽減を必要と認める事情があるものについては、処分基準の範囲内で処分量定を軽減するものとする。

第６　処分執行

1　処分執行の方法

(1) 運転免許試験課長又は警察署長は、行政処分の基準に該当する者（違反者講習の基準に該当する者を除く。以下「処分基準該当者」という。）があったときは、行政処分出頭通知書（様式第６号。以下「出頭通知書」という。）を郵送又は送達して次表の区分による場所に出頭を求めるものとする。

なお、処分基準該当者から交通の利便等の理由により、当該場所の変更の申出があった場合は、変更することができるものとする。

処分を行う場所		被処分者の住所地
短期処分	中期処分	
京都市伏見区羽束師古川町 641番地 京都府自動車安全運転学校	京都市伏見区羽束師古川町 641番地 京都府自動車安全運転学校	京都市域を管轄する警察署並びに向日町、宇治及び八幡警察署管内
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地 山城自動車教習所	同上	城陽、田辺及び木津警察署管内
京都府南丹市八木町室河原大美谷48	同上	亀岡及び南丹警

番地 園部安全自動車学校		察署管内
舞鶴市字上安小字向イ山 688番地 京都府舞鶴自動車学校	舞鶴市字上安小字向イ山 688番地 京都府舞鶴自動車学校	綾部、福知山、舞鶴、宮津及び京丹後警察署管内

(2) 運転免許試験課長又は警察署長は、法第 108条の２第１項第13号に規定する違反者講習を受けないで同条に規定する期間を経過した者（以下「違反者講習未受講者」という。）について、行政処分出頭通知書（様式第６号の２）を郵送又は送達して、京都府警察運転免許試験場又は警察署に出頭を求めるものとする。

(3) 運転免許試験課長は、処分基準該当者が出頭通知書による出頭の求めに応じない場合若しくは交通の利便等の理由により警察署への出頭を希望している場合の処分執行、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新手続等の場合の処分執行又は違反者講習未受講者に対する処分執行について、警察本部長が当該処分執行を指揮する運転免許行政処分執行指揮書（様式第７号）により警察署長に依頼することができるものとする。

(4) 警察署長は、運転免許試験課長から処分執行の依頼を受けた場合は、行政処分執行・運転免許証保管管理簿（様式第７号の２。以下「管理簿」という。）に必要事項を記載して状況を明らかにしておくものとする。

(5) 運転免許試験課長は処分猶予の決定があったときは、処分猶予があった運転者に対し、行政処分猶予通知書（様式第８号）を交付して通知するものとする。

(6) 行政処分の執行は、運転免許試験課長又は警察署長が行政処分の通知書若しくは処分書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）別記様式第13の３、別記様式第13の４、別記様式第19の２、別記様式第19の３の３、別記様式第19の３の４、別記様式第19の３の４の２及び別記様式第22の６。以下「処分書等」という。）を被処分者に交付して行うものとする。

(7) 処分書等を交付するときは、記載内容について記載漏れ又は誤りがないかを確認するものとする。

(8) 処分書等を交付した被処分者から事実誤認、不服、苦情等の申立てがあったときは、その事情を聴取して必要な措置をとるものとする。

(9) 処分書を交付した場合において、当該行政処分が免許の取消しであるときは処分結果報告書（様式第９号）の処分書受領欄に署名等を求めた上、運転免許証返納書（京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）様式第20号）に免許証を添えて返納させ、免許の効力の停止又は自動車等の運転禁止の処分であるときは処分結果報告書の同欄に押印又は署名を求めた上、免許証を提出させるものとする。

(10) 被処分者が遺失等の理由により免許証を提出することができない場合は、速やかに再交付申請をさせ、再交付した日を始期として行政処分を執行するものとする。

(11) 被処分者が提出した免許証の更新期日が免許の効力の停止期間中となるものにあっては、その旨を告げ、処分書を提示して免許証の更新手続を行うよう教示するものとする。

(12) 免許証の返納又は提出があったときは、免許証の住所、氏名、免許の種類、免許証番号等について、偽造、変造又は失効したものでないかを確認するものとする。

2　講習及び処分期間の短縮

(1) 停止処分者講習（以下「講習」という。）は、自動車等の運転者等に対する講習等実施規則（昭和61年京都府公安委員会規則第７号。以下「講習規則」という。）第３章の規定により行うものとする。

(2) 短期処分者に対する講習及び中期処分者に対する第一日目の講習は、原則として、出頭通知書に記載された出頭日の当日に行うものとする。

(3) 被処分者が遅刻又は場所を間違えて出頭して来た場合には、原則として講習を受けさせないものとする。

(4) 講習を受けた者に対する処分期間の短縮日数は、講習規則第17条（考査成績の評定）の規定による評定区分等に基づき決定するものとする。

(5) 被処分者に対して処分期間の短縮日数等を通知（以下「短縮通知」という。）する場合は、処分書に短縮日数及び処分期間の終期を記載して交付するものとする。

3　免許証の保管及び返還

(1) 警察署に免許証の保管管理責任者を置き、交通課長をもって充てる。

(2) 被処分者から提出された免許証又は運転免許試験課長から送付された免許証を保管する場合は、管理簿に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

(3) 免許証は、行政処分関係書類とともに処分者別に収納し、施錠設備のあるキャビネットに保管するものとする。

(4) 保管管理責任者は、管理簿に登載されている行政処分の執行状況及び免許証の保管状況等について随時点検するものとする。

(5) 被処分者から処分期間の満了後に免許証の返還を求められたときは、その返還の適否を確認の上、運転免許停止処分控書（様式第10号）の免許証受領欄に署名等を求めた上、返還するものとする。

(6) 被処分者に対する短縮通知及び免許証の返還については、次の区分により行うものとする。

ア　短期講習により処分期間の短縮を受ける者

(ｱ) 考査成績の評定が「優」の場合

講習を終了した際に、当該講習を実施した場所において短縮通知を行い、免許証を返還する。

(ｲ) 考査成績の評定が「良」及び「可」の場合

a　講習を終了した際に、当該講習を実施した場所において短縮通知を行う。

b　免許証の返還は、処分期間が満了した翌日以後に、次の場所で行うことを原則とするが、特別に処分期間が満了する日に免許証を返還する場合の要領については、別に定める。

(a) 運転免許試験課で処分を執行した場合において、被処分者の住所地が、京都市域を管轄する警察署並びに向日町、宇治及び八幡警察署管内であるときは運転免許試験課、その他の地域であるときは被処分者の住所地を管轄する警察署とする。

(b) 警察署で処分を執行した場合は、当該警察署とする。

イ　中期又は長期講習により処分期間の短縮を受ける者

(ｱ) ２日目の講習を終了した際に、当該講習を実施した場所において短縮通知を行う。

(ｲ) 免許証の返還は、前記第６の３の (6)のアの (ｲ)のｂに準じて行う。

4　執行結果報告

(1) 警察署長は、行政処分を執行したときは、速やかに運転免許試験課長に速報するとともに、処分結果報告書を送付するものとする。

(2) 警察署長は、被処分者が所在不明、転居その他の理由により、依頼を受けた日から３月を経過しても当該行政処分が執行できなかったときは、行政処分執行不能報告書（様式第11号）により執行できなかった理由を明らかにして運転免許試験課長に送付するものとする。

5　代理人に対する処分書の交付及び免許証返還時の留意事項

(1) 被処分者が出頭できないため代理人に対して処分書を交付する際は、被処分者との関係及び処分を受けることに関する一切の権限について委任を受けた者であることを明らかにした委任状を提出させて、処分書を交付するものとする。この場合、必ず処分書を被処分者に直ちに手交するよう教示すること。

(2) 代理人に免許証を返還する場合において、代理人が親族であるときは、処分書及び免許証等の身分証明書によりその人定を確認し、続柄、氏名等を受領欄に記載の上、押印又は署名させて返還するものとする。

(3) 免許証の返還を受けようとする代理人が親族以外の場合は、被処分者との委任関係を明らかにするため、処分書に加えて委任状を徴した上で返還の手続を行うものとする。

6　処分事案又は違反者講習該当事案の移送等

(1) 法第 103条第３項（法第 104条の２の３第５項、同条第８項及び法第 107条の５第９項において準用する場合を含む。）、法第 104条の２の４第３項及び法第 104条の２の４第５項の規定による処分移送通知書（施行規則別記様式第19、別記様式第19の３の２、別記様式第19の３の２の２及び別記様式第22の４）の送付は、当該処分移送に係る事案の証明に必要な次に掲げる書類を添付して行うものとする。

ア　点数通報違反等報告書及び行政処分原票

イ　処分（短縮）登録票（照合項目を記載したもの）

ウ　鑑識カード又は速度測定の記録

エ　その他違反事実の証明に必要な資料

(2) 処分事案の移送は、行政処分関係書類の送付について（様式第12号）に当該事案の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。

(3) 処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する運転免許取消停止処分書（施行規則別記様式第19の３の３）及び当該処分に係る処分（短縮）登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの）を添付して行うものとする。

(4) 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類の送付について（様式第13号）に点数通報違反等報告書及び行政処分原票その他違反事実の証明に必要な書類を添付して行うものとする。

第７　処分登録等

運転免許試験課長は、行政処分を執行したとき若しくは執行できなかったとき、又は処分執行依頼をするときは、次に定めるところにより、処分登録、処分猶予登録、処分手配登録又は処分短縮登録を行うものとする。

1　処分登録は、原則として処分執行をした日に行うものとする。

2　処分猶予登録は、行政処分猶予通知をする前に行うものとする。

3　処分事案の移送を受けた事案について処分決定したときは、速やかに当該処分について処分手配登録を行うものとする。

4　処分執行依頼をするときは、当該処分について処分手配登録をした後、運転免許取消停止処分書を送付するものとする。

5　前記第７の３及び４以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

(1) １回目の出頭通知について所在不明と認めた者

(2) ２回目の出頭通知に応じない者

(3) その他処分手配登録を必要と認めた者

6　違反者講習該当事案の手配登録は、違反者講習の通知時において所在不明と認めた者に対して行うものとする。

7　処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

8　行政処分を受けた後に他の都道府県に住所を変更した者から講習の申出があった場合における当該処分短縮登録は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 講習を申し出た者に対し、運転免許取消停止処分書の提示を求めて処分事実を確認すること。

(2) 住所変更について運転免許証記載事項変更届の手続をとらせること。

(3) 処分管轄都道府県に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。

第８　免許の拒否又は保留

免許の拒否又は保留の決定に伴う措置については、運転免許申請等事務処理要領の制定について（昭和62．２．26：２京試験第40号、２京免許第 105号）の例規通達に定めるところにより行うものとする。

第９　事後取消し及び事後停止

免許を与えた後に免許を拒否又は保留すべきことが判明した場合の事後取消し及び事後停止に係る処分執行の要領については、前記第６に準じて行うものとする。

第10　行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証の保管

法第 104条の３に規定する免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付を受けていない者の所在を知った場合の措置要領については、別に定める。

第11　関係書類の整理保存

1　行政処分を執行した事案の関係書類は、法令違反と交通事故に区分し、処分年月日順に整理し、次の区分により保存するものとする。

(1) 一般違反行為を理由として処分した事案　８年

(2) 特定違反行為を理由として処分した事案　13年

2　行政処分を決定したが、執行未済の事案で、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配番号順に整理し、次の区分により保存するものとする。（当該事案について、処分書等の交付が行われたものについては、前記第11の１の（1)により保存すること。）

(1) 一般違反行為を理由として処分を決定した事案　10年３箇月

(2) 特定違反行為を理由として処分を決定した事案　15年３箇月

3　処分猶予とした事案の関係書類は、警察署等の別に法令違反と交通事故に区分し、当該事案の発生年月日順に整理し、５年間保存するものとする。

4　その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故に区分し、次に掲げる要領により整理保存するものとする。

(1) 交通違反に係る関係書類

警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存する。

(2) 交通事故に係る関係書類

当該交通事故の発生年月日順に整理し、13年間保存する。

第12　意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に使用する様式

点数制度による行政処分に関し、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第27号）に基づく措置をとる場合の様式は、次のとおりとする。

(1) 代理人資格証明書（様式第14号）

(2) 代理人資格喪失届出書（様式第15号）

(3) 補佐人出頭許可申請書（様式第16号）

(4) 意見の聴取通知書（様式第17号）

(5) 意見の聴取の期日・場所
弁明の日時・場所 変更申出書（様式第18号）

(6) 意見の聴取の期日・場所
弁明の日時・場所 変更通知書（様式第19号）

(7) 意見の聴取 続行／再開 通知書（様式第20号）

(8) 意見の聴取調書（様式第21号）

(9) 提出物目録（様式第22号）

(10)　弁明通知書（様式第23号）

(11)　弁明調書（様式第24号）

別表第１

行政処分原票及び違反等登録票の作成区分

<table>
<tr><th>違反行為の種別</th><th>登録票の種別</th><th>行政処分原票の種別</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>交通切符を適用する違反</td><td rowspan="3">各交通切符及び点数切符の違反登録票</td><td rowspan="2">取締り原票（６枚目）裏面</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>反則切符を適用する違反</td></tr>
<tr><td>点数切符を適用する違反</td><td>取締り原票（３枚目）裏面</td></tr>
<tr><td>人の死亡又は負傷に係る交通事故</td><td>行政処分原票（人身事故用）の事故登録票</td><td>行政処分原票（人身事故用）</td><td rowspan="3">送付用及び控え用を作成し、控え用は警察署等の控えとすること。</td></tr>
<tr><td>建造物損壊に係る交通事故</td><td rowspan="2">行政処分原票（様式第１号）の違反登録票</td><td rowspan="2">行政処分原票（様式第１号）</td></tr>
<tr><td>交通切符を適用しない法令違反及び物件事故</td></tr>
</table>

別表第２

交通事故に関する登録除外事由

１　交通事故が不可抗力によって発生したものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）

２　違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避のための措置をとること、又は当該措置をとったとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

別表第３

交通事故の不注意の程度の認定基準

<table>
<tr><td colspan="3">不注意の程度の区分</td><td rowspan="2">認　定　基　準</td></tr>
<tr><td>区 分 内 容</td><td colspan="2">区分略号</td></tr>
<tr><td>交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合</td><td colspan="2">重
い</td><td>当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき事由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上欄に規定する場合以外の場合</td><td rowspan="2">軽
い</td><td>大</td><td>当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合において、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき</td></tr>
<tr><td>小</td><td>大以外の場合</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
２　主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
３　特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間３月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間３月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」及び「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。</td></tr>
</table>

別表第４

行 政 処 分 上 申 関 係 書 類

<table>
<tr><th>上　申　区　分</th><th>添　　付　　書　　類</th></tr>
<tr><td>交通切符を適用する違反</td><td rowspan="3">１　通常の検挙又は告知の場合
(1) 交通事件原票（点数切符を適用する違反にあっては、報告票）の写し
(2) 各種測定装置による測定記録の写し
(3) 鑑識カードの写し（飲酒検知をした場合に限る。）
(4) その他事実の証明に必要な書類
２　否認、受領拒否、認知事件その他後日紛議の生じるおそれのある事件
(1) 前記１の(1)から(3)までの書類
(2) 捜査報告書の写し
(3) 実況見分調書の写し
(4) 被疑者、被害者、参考人等に係る供述調書の写し
(5) その他事実の証明に必要な書類</td></tr>
<tr><td>反則切符を適用する違反</td></tr>
<tr><td>点数切符を適用する違反</td></tr>
<tr><td>人の死亡、負傷又は建造物損壊に係る交通事故</td><td rowspan="2">１　捜査報告書の写し
２　実況見分調書の写し
３　被疑者、被害者、参考人等に係る供述調書の写し
４　診断書の写し
５　物件損害額に関する資料の写し（物件事故の場合に限る。）
６　その他事実の証明に必要な書類</td></tr>
<tr><td>交通切符を適用しない法令違反及び物件事故</td></tr>
</table>

別記第１

行 政 処 分 原 票 記 載 要 領

１　違反者欄

(1) 本籍

大阪、京都等と都道府県名のみを記載する。外国人の場合は、国籍を記載する。

(2) 住所

番地まで記載する。寮、アパート等の場合は、その名称と室番号を、下宿、同居等の場合は、○○方と記載し、電話があるときはその番号を記載する。

(3) 職業

自動車運転者、学生等と記載する。

(4) 勤務先

所在地、名称を正確に記載する。

(5) 氏名

違反等報告書に記載されている氏名を記載する。

(6) 生年月日

年齢は、満年齢で記載する。

(7) 性別

該当する性別を○で囲む。

(8) 免許証

違反者の免許証番号、交付年月日、公安委員会名及び有効期限を記載する。

(9) 免許種別

違反者が保有する免許の種別を○で囲む。

(10)　運転車両

違反者が使用した車両等の種類及び自家用、営業用の種別を○で囲む。

２　事件番号及び送付年月日欄

送致警察署等名、事件番号及び送付年月日を記載する。

３　処分事由欄

(1) 違反日時

違反の年月日及び時刻を記載するとともに、午前と午後のいずれかを○で囲む。

(2) 違反場所

違反の場所を番地まで記載する。不要文字は斜線で消し、番地が不明の場合は、○○付近道路、○○交差点等と記載する。（　）内に路線名を記載する。

(3) 違反名

違反名の□印を○で囲み、違反名が不動文字で記載されていない場合は、それぞれの点数の区分に従って（　）内に違反名を記載し、□印を○で囲む。

(4) 点数制度外事案上申

事案の種別について該当する事項の□印を○で囲み、（　）内に具体的な違反行為を記載する。

(5) 事故内容

交通事故の内容について該当する事項の□印を○で囲み、物件損害額を記載する。

(6) 不注意の程度

交通事故の不注意の程度の認定基準（別表第３）に従い、該当する事項を〇で囲み、軽いに該当するときは、大・小のいずれかを〇で囲む。

４　概要欄

違反又は交通事故の態様を簡潔に記載する。略図は、違反の現認状況又は交通事故の発生状況が一見して分かるように記載する。送致罪名の□印を〇で囲み、送致罪名が不動文字で記載されていない場合は（　）内に記載する。

５　相手方欄

交通事故の相手方の氏名、生年月日及び満年齢を記載し、該当する性別を〇で囲む。過失は、相手方の過失の有無を記載し、過失が有の場合は前方不注視、安全不確認等と記載する。状態は、運転中、同乗中等と記載する。

６　処分量定意見欄

違反者に対する処分量定意見について、該当する事項の□印を〇で囲む。

７　情状欄

違反者が事実について否認している場合、違反者の申立事項が見分結果又は被害者若しくは目撃者の申立事項と異なる場合、交通事故の内容が登録除外事由に該当すると認めた場合等は、その内容を簡潔に記載する。

別記第２

違反等登録票記載要領

１　交通（反則）切符及び点数切符用違反登録票

(1) 区分欄

送信区分は、警察庁への送信データか否かを判断するためのもので、運転免許試験課において記載する。

(2) 生年月日欄

元号は、明治１、大正２、昭和３、平成４の区分に従い、該当の番号を記載する。

(3) 性別欄

男１、女２の区分に従い、該当の番号を記載する。

(4) 免番欄

免許証番号をそのまま記載する。ただし、国際運転免許証については、空欄とする。

(5) 本籍欄

都道府県（方面）公安委員会別又は国籍別のコードを記載する。

(6) 住所欄

都道府県（方面）公安委員会別コードを記載する。

(7) 発生欄

違反の日時を記載する。

(8) 告知日欄

違反を告知した年月日を記載する。ただし、違反の発生日と同じ場合は記載を要しない。

(9) 事件番号欄

ア　発生地

送致警察署等を管轄する都道府県公安委員会名コードを不動文字で記載している。

イ　送致署等

違反を送致する警察署等の所属コードを記載する。

ウ　番号

事件番号（交通切符右上部の番号と同一のもの）を不動文字で記載している。

(10)　暴走欄

次の区分に従い、該当する番号を記載する。

区　　分	番　号
暴走族として認定（暴走族名簿に登載）されている者	1
暴走族容疑者と認められる者	2
ローリング族と認められる者	3
暴走族で、かつ、ローリング族として認められる者	4
暴走族容疑者で、かつ、ローリング族として認められる者	5

(11)　違反欄

違反名コード左端から４桁記載し、以下は空欄とする。

(12)　免種欄

違反車両を運転することができる現有免許の最も上位の免許の種類コードを記載する。

ただし、国際運転免許証を所持するときは、免許の種類及び違反車種にかかわらず99と記載する。

(13)　車両欄

違反車種別に違反車両コードを記載する。

(14)　係名欄

次の区分により、違反を検挙した者の所属の番号を記載する。

区　　分	番　号
警察本部の交通部及び警察署の交通課（係）	1
警察本部の地域部及び警察署の地域課（係）	2
その他の所属	3

(15)　路線欄

違反場所の路線に応じて路線名コードを記載する。

(16)　氏名欄

登録票補充記載要領（別記第３。以下同じ。）に従い、運転免許試験課において記載する。

2　行政処分原票（様式第１号及び様式第２号）の違反等登録票

(1) 資料区分欄

登録票補充記載要領に従い、運転免許試験課において記載する。

(2) 送信区分欄

前記１の（1)に準じて記載する。

(3) 生年月日欄

前記１の（2)に準じて記載する。

(4) 本籍欄

前記１の（5)に準じて記載する。

(5) 住所欄

前記１の（6)に準じて記載する。

(6) 性別欄

前記１の（3)に準じて記載する。

(7) 氏名ＣＤ欄

前記１の(16)に準じて記載する。

(8) 免番欄

前記１の（4)に準じて記載する。

(9) 準仮欄

準仮停止対象事案か否かを判断するために設けたもので、運転免許試験課において記載する。

(10)　事件番号欄

ア　所属コード

送致警察署等を管轄する都道府県公安委員会名コードを不動文字で記載しているが、▼印以下に事件の送致警察署等の所属コードを記載する。

イ　事件番号

事件分類コード及び一連番号を記載する。

(11)　暴走欄

前記１の(10)に準じて記載する。

(12)　発生日時欄

前記１の（(7)に準じて記載する。

(13)　路線名欄

前記１の(15)に準じて記載する。

(14)　係名欄

前記１の(14)に準じて記載する。

(15)　違反名欄

登録票補充記載要領に従い、運転免許試験課において記載する。

(16)　免種欄

前記１の(12)に準じて記載する。ただし、無免許運転（免許車種外、効力停止中、審査未済）の場合は、現有免許の最も上位の免許の種類コードを記載する。

(17)　車両欄

前記１の(13)に準じて記載する。

(18)　事故内容欄

登録票補充記載要領に従い、運転免許試験課において記載する。

(19)　告知年月日欄

交通切符用違反登録票から転記した場合において、告知日を特定するために設けられたもので、運転免許試験課において記載する。

別記第３

登 録 票 補 充 記 載 要 領

１　資料区分欄

警察情報管理システムによる運転者管理業務の該当する資料区分コードを枠内に記載する。

２　氏名ＣＤ欄

無免許運転の場合（現有する免許が全くない場合）又は国際免許若しくは仮免許による運転の場合は、次の例に従い、氏名統一変換コードにより記載する。

(1) 日本人の場合

例１　日　本　大　郎　（ヒホン、オオロウ）

氏　名	ヒ	ホ	ン			オ	オ	ロ	ウ

例２　大　和　はなこ　（オオカツ、ハナコ）

氏　名	オ	オ	カ	ツ		ハ	ナ	コ	

例３　田　中　孝一郎　（タナカ、コウイチロウ）

氏　名	タ	ナ	カ			コ	ウ	イ	チ

(2) 外国人の場合

外国人の氏名は、在留カード、特別永住者証明書、旅券、外務省又は権限ある機関が発行する身分証明書により必ず確認し、次の例に従い、氏名統一変換コードにより記載する。

例１　李　南　春　（リ、ミナミハル）

氏　名	リ				ミ	ナ	ミ	ハ

例２　Ｊｅａｎ．Ｄ．Ｌａｒｓｏｎ　（エアン・アソン）

氏　名	エ	ア	ン		ア	ソ	ン	

３　違反名欄

□ □ □ □　□ □ □ □　□ □ □ □

左欄　中欄　右欄

(1) 法令違反の場合

ア　違反名が一つの場合

左欄に違反名コードを記載し、中欄及び右欄は空欄とする。ただし、当該違反行為が暴走行為によるものである場合は、左欄に当該違反名コードを記載するほか、右欄に暴走行為コード0499を記載し、中欄は空欄とする。

イ　違反名が二つ以上の場合

左欄から違反点数の高い順に記載する。この場合において、違反名が二つのときは、

右欄を空欄とし、違反名が四つ以上のときは、第４位以下の違反名コードの記載は省略する。ただし、当該違反行為が暴走行為によるものである場合は、右欄に暴走行為コード0499を記載し、このため、記載できなくなった違反名コードの記載は省略する。

ウ　酒気帯び(0.25mg／１未満）の場合､違反名コードの左枠に１を記載し、酒気帯び（0.25mg/１以上）の場合、左欄の左枠に２を記載する。

（例）　酒気帯び（0.25mg／１未満）で赤信号無視違反をした場合

1	0	0	1

（例）　酒気帯び（0.25mg／１以上）で赤信号無視違反をした場合

2	0	0	1

(2) 交通事故の場合

ア　ひき逃げ、あて逃げの交通事故の場合

(ｱ) 左欄

ひき逃げコード0270又はあて逃げコード0271を記載する。

(ｲ) 中欄

交通事故に係る違反点数の高い違反名のコードを記載する。

(ｳ) 右欄

過失建造物コード及び刑法関係コードのみを記入し、それぞれが競合する場合は罰条の重いもの一つを選んで記載する。ただし、単なる物件事故の場合は0000と記入する。

イ　故意による交通事故の場合

(ｱ) 左欄

故意コード0440、0441又は0442を記載する。

(ｲ) 中欄

前記３の (2)のアの (ｲ)に準じて記載する。

(ｳ) 右欄

前記３の (2)のアの (ｳ)に準じて記載する。

ウ　危険運転致死傷の交通事故の場合

(ｱ) 左欄

危険運転致死コード0301から0309まで又は危険運転致傷コード0311から0319までを記載する。

(ｲ) 中欄

前記３の (2)のアの (ｲ)に準じて記載する。

(ｳ) 右欄

前記３の (2)のアの (ｳ)に準じて記載する。

エ　前記３の (2)のア、イ及びウの場合を除く交通事故の場合

(ｱ) 左欄及び中欄

左欄から違反点数の高い順に記載し、違反名が一つの場合は、中欄は0000と記載する。

(ｲ) 右欄

前記３の (2)のアの (ｳ)に準じて記載する。

4　事故内容欄

(1) 被害種別

不動文字で記載されている被害種別の数字を記載する。被害種別が重複する場合は被害の大きい種別（物損＜傷害＜死亡）の数字のみを記載する。

(2) 被害程度

被害の程度については、次表に掲げる大・中・小の区分に従い、該当する数字（死亡又は損害の場合にあっては１から３まで、傷害の場合にあっては１から４までの範囲内）を記載する。

<table>
<tr><th>被害種別
被害程度</th><th>死　　亡</th><th>傷　　害</th><th>損　　害</th></tr>
<tr><td>大（重い）</td><td rowspan="2">死者数　３人以上</td><td>治療　　３月以上</td><td rowspan="2">30万円以上</td></tr>
<tr><td>大（軽い）</td><td>治療　30日以上
３月未満</td></tr>
<tr><td>中</td><td>死者数　２人</td><td>治療　15日以上
30日未満</td><td>５万円以上
30万円未満</td></tr>
<tr><td>小</td><td>死者数　１人</td><td>治療　　15日未満</td><td>５万円未満</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考　治療日数は、医師の診断書に記載されている日数をいう。</td></tr>
</table>

なお、被害者（死亡を除く。）が２名以上の場合は、次の要領により認定する。

ア　傷害の場合は、最も傷害の程度が高い者の負傷の治療に要する期間で区分する。

イ　物損の場合は、損害の合計額で区分する。

(3) 不注意の程度

不注意の程度の認定については、交通事故の不注意の程度の認定基準（別表第３）によること。

様式第１号

（送付用）

（決裁欄）	登録票審査責任者	作成責任者

行政処分原票

違反登録票

※資料区分：　※送信区分：　ＩＤ：04

生年月日：　年　月　日

性別：

事件番号：61（▼所属コード）　（事件番号）

発生日時：　年　月　日　時

※違反名：

免番：

本籍：　住所：

※氏名CD：

※準仮：　暴走：

路線名：　係名：

免種：　車両：

※告知年月日：

※

事故内容	被害種別	被害程度	不注意の程度
	1…物件　7…傷害仮停止 2…傷害 3…死亡　8…死亡仮停止	1…小 2…中 3…大（軽い） 4…大（重い）	2…軽い 3…重い

※ は運転免許試験課で記入

※
- □ 登録　点
- □ 除外
- □ 不処分

※処分基準等
- □ 前歴　回
- □ 累積　点
- □ 取消　年
- □ 停止　日
- □ 講習
- □ 警告

※現住府県

違反者

本籍	
住所	電話　局　番
職業	勤務先　電話　局　番
フリガナ / 氏名	生年月日　年　月　日生（　歳）　性別　男・女
免許証	交付番号　第　－　号　年月日　公安委員会交付　有効期限　年

免許種別	第一種免許										第二種免許					仮免許				その他
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二	大型	中型	準中型	普通	国際

運転車両														
自家用	営業用	大型バス	マイクロバス	大型乗用	中型バス	中型乗用	準中乗用5t以上	準中乗用5t未満	普通乗用	軽四乗用	ミニカー	大型貨物	中型貨物8t以上	中型貨物8t未満	**免許・車両は該当を○で囲む**
		準中貨物5t以上	準中貨物5t未満	普通貨物	三輪貨物	軽四貨物	軽三貨物	大自二	普自二	軽二輪	原付二種	原付一種	大特	小特	

事件番号（　署・課・隊　第６１　－　号）　送付年月日（　年　月　日）

（送付用）

<table>
<tr><td rowspan="8">処分事由</td><td colspan="2">違反日時</td><td colspan="5">年　月　日　午 前 後　時　分 頃</td></tr>
<tr><td colspan="2">違反場所</td><td colspan="5">京都（ 府　市 ）　市　郡　区
付近道路
（路線名　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">違反名</td><td>35点以上</td><td>☐ 酒酔い
☐ 麻薬等運転
☐ （　）</td><td>3点</td><td>☐ （　）</td><td rowspan="2">1点</td><td rowspan="2">☐ 車間距離
☐ 交差点優先妨害
☐ 右左折方法
☐ （　）</td></tr>
<tr><td>25点</td><td>☐ 無免許
☐ 共同危険行為等
☐ 過労運転等
☐ 酒気帯び(0.25以上)</td><td rowspan="3">2点</td><td rowspan="3">☐ 信号（☐ 止まれ等 ☐ 点滅）
☐ 通行区分
☐ 法定横断等
☐ 横断歩行者妨害等
☐ 優先道路通行妨害
☐ 徐行場所
☐ 指定場所不停止
☐ 追越禁止場所
☐ 安全運転義務
☐ 交差点安全進行義務
☐ （　）</td><td colspan="2">点数制度外事案上申</td></tr>
<tr><td>13点</td><td>☐ 酒気帯び(0.25未満)</td><td rowspan="2">☐ 教唆、幇助等（　）
☐ 重大違反唆し（　）
☐ 麻薬、覚醒剤等
☐ 道路外事故
☐ 暴走行為等同乗
☐ （　）</td></tr>
<tr><td>6点</td><td>☐ 無車検、無保険
☐ （　）</td><td>☐ 事故不申告
☐ 双方上申事案</td></tr>
<tr><td colspan="2">事故内容</td><td colspan="3">☐ 物件損害額　円
☐ 措置義務違反　☐ 建造物損壊事案</td><td>不注意の程度</td><td>☐ 軽い（大・小）
☐ 重い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">概要</td><td colspan="3">----------

----------</td><td colspan="3">（略図）　N</td></tr>
<tr><td>送致罪名</td><td colspan="5">☐ 道路交通法違反　☐ 道路運送車両法違反　☐ 自動車損害賠償保障法違反
☐ （　）　☐ （　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相手方</td><td colspan="6">氏名
年　月　日生（　歳）　性別　男・女</td></tr>
<tr><td colspan="6">過失</td></tr>
<tr><td colspan="6">状態</td></tr>
<tr><td>処分量定意見</td><td colspan="2">☐ 厳重
☐ 相当
☐ 寛大
☐ 不処分</td><td>情状</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（控え用）

（決裁欄）

行政処分原票

違反登録票

（送付用に記載すること）

違反者

本籍					
住所	電話　　局　　番				
職業		勤務先	電話　　局　　番		
ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		生年月日	年　月　日生 （　歳）	性別	男・女
免許証	交付 番号	年　月　日　公安委員会交付 第　－　号		有効期限	年

免許種別	第一種免許										第二種免許					仮免許				その他
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二	大型	中型	準中型	普通	国際

運転車両																
自家用	営業用	大型バス	マイクロバス	大型乗用	中型バス	中型乗用	準中乗用5t以上	準中乗用5t未満	普通乗用	軽四乗用	ミニカー	大型貨物	中型貨物8t以上	中型貨物8t未満	**免許・車両は該当を○で囲む**
		準中貨物5t以上	準中貨物5t未満	普通貨物	三輪貨物	軽四貨物	軽三貨物	大自二	普自二	軽二輪	原付二種	原付一種	大特	小特	

事件番号（　　署・課・隊　第６１　－　　号）　送付年月日（　　年　月　日）

（控え用）

<table>
<tr><td rowspan="6">処分事由</td><td>違反日時</td><td colspan="6">年　月　日　午 前 後　時　分 頃</td></tr>
<tr><td>違反場所</td><td colspan="6">京都（府　市）　市　郡　区
付近道路
（路線名　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">違反名</td><td>35点以上</td><td>☐ 酒酔い
☐ 麻薬等運転
☐（　）</td><td>3点</td><td>☐（　）</td><td>1点</td><td>☐ 車間距離
☐ 交差点優先妨害
☐ 右左折方法
☐（　）</td></tr>
<tr><td>25点</td><td>☐ 無免許
☐ 共同危険行為等
☐ 過労運転等
☐ 酒気帯び(0.25以上)</td><td rowspan="3">2点</td><td rowspan="3">☐ 信号（☐ 止まれ等 ☐ 点滅）
☐ 通行区分
☐ 法定横断等
☐ 横断歩行者妨害等
☐ 優先道路通行妨害
☐ 徐行場所
☐ 指定場所不停止
☐ 追越禁止場所
☐ 安全運転義務
☐ 交差点安全進行義務
☐（　）</td><td colspan="2">点数制度外事案上申
☐ 教唆、幇助等（　）
☐ 重大違反唆し（　）
☐ 麻薬、覚醒剤等
☐ 道路外事故
☐ 暴走行為等同乗
☐（　）</td></tr>
<tr><td>13点</td><td>☐ 酒気帯び(0.25未満)</td><td colspan="2">☐ 事故不申告
☐ 双方上申事案</td></tr>
<tr><td>6点</td><td>☐ 無車検、無保険
☐（　）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事故内容</td><td colspan="3">☐ 物件損害額　円
☐ 措置義務違反　☐ 建造物損壊事案</td><td>不注意の程度</td><td>☐ 軽い（大・小）
☐ 重い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">概要</td><td colspan="3">----------

----------</td><td colspan="3">（略図）　N</td></tr>
<tr><td>送致罪名</td><td colspan="5">☐ 道路交通法違反　☐ 道路運送車両法違反　☐ 自動車損害賠償保障法違反
☐（　）　☐（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相手方</td><td colspan="6">氏名　年　月　日生（　歳）　性別　男・女</td></tr>
<tr><td colspan="6">過失</td></tr>
<tr><td colspan="6">状態</td></tr>
<tr><td>処分量定意見</td><td colspan="2">☐ 厳重
☐ 相当
☐ 寛大
☐ 不処分</td><td>情状</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第２号

（送付用）

（決裁欄）	登録票審査責任者	作成責任者	担当

行政処分原票（人身事故用）

事故登録票

※資料区分：　※送信区分：　※ＩＤ：　免番：

年号.生年月日：　本籍：　住所：

性別：　※氏名CD：

事件番号：　※準仮：　暴走：

年号.発生日時：　路線名：　係名：

※違反名：　免種：　車両：

※

事故内容	被害種別	被害程度	不注意の程度
	1…物件　7…傷害仮停止 2…傷害 3…死亡　8…死亡仮停止	1…小 2…中 3…大（軽い） 4…大（重い）	2…軽い 3…重い

年号、上申入力日：

※ は運転免許試験課で記入
（印字されている場合を除く）

※
- □ 登録　点
- □ 除外
- □ 不処分

違反者

本籍					
住所	TEL				
職業	勤務先	TEL			
氏名（フリガナ）		生年月日	年　月　日生（　歳）	性別	
免許証	交付番号	第　号	年　月　日　公安委員会交付	有効期限	年

免許種別	第一種免許										第二種免許					仮免許				その他
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二	大型	中型	準中型	普通	国際

運転車両

処分事由

違反日時：　年　月　日　午　時　分頃

違反場所：　付近道路（路線名　）

違反名

35点以上
- □ 危険運転
- □ 故意殺傷等
- □ 酒酔い
- □ ひき逃げ
- □ 麻薬等運転

25点
- □ 無免許
- □ 共同危険行為等
- □ 過労運転等
- □ 酒気帯び(0.25以上)

13点
- □ 酒気帯び(0.25未満)

6点
- □ 無車検、無保険
- □（　）

3点
- □（　）

2点
- □ 信号（□止まれ等　□点滅
- □ 通行区分
- □ 法定横断等
- □ 横断歩行者妨害等
- □ 優先道路通行妨害
- □ 徐行場所
- □ 指定場所不停止
- □ 追越禁止場所
- □ 安全運転義務
- □ 交差点安全進行義務
- □（　）

1点
- □ 車間距離　□交差点優先妨害
- □ 右左折方法　□ドア開放等
- □（　）

点数制度外事案上申
- □ 教唆、幇助等（　）
- □ 重大違反唆し（　）
- □ 麻薬、覚醒剤等
- □ 道路外事故
- □ 暴走行為等同乗
- □（　）
- □ 事故不申告
- □ 双方上申事案

事故内容：□ 死亡　人　□ 傷害　人・最長治療日数　日　□ 措置義務違反　□ 建造物損壊事案

不注意の程度：□ 軽い〔大・小〕　□ 重い

※処分基準等
- □ 前歴　回
- □ 累積　点
- □ 取消　年
- □ 停止　日
- □ 講習
- □ 警告

概要

送致罪名：□過失運転致死傷　□重過失致死傷　□業務上過失致死傷　□道路交通法　□（　）

相手方

氏名　年　月　日生（　歳）

過失

状態

処分量定意見

□ 厳重
□ 相当
□ 寛大
□ 不処分

情状

受理番号

※現住府県

事件番号（　署・課・隊　第　号）　送付年月日（　年　月　日）

（控え用）

（決裁欄）

行政処分原票（人身事故用）

事故登録票

※資料区分：　※送信区分：　※ＩＤ：　免番：

年号.生年月日：　本籍：　住所：

性別：　※氏名CD：

事件番号：　※準仮：　暴走：

年号.発生日時：　路線名：　係名：

※違反名：　免種：　車両：

※

事故内容	被害種別	被害程度	不注意の程度
	1…物件　7…傷害仮停止 2…傷害 3…死亡　8…死亡仮停止	1…小 2…中 3…大（軽い） 4…大（重い）	2…軽い 3…重い

年号、上申入力日：

※ は運転免許試験課で記入
（印字されている場合を除く）

違反者

本籍				
住所	TEL			
職業	勤務先	TEL		
氏名（フリガナ）		生年月日	年　月　日生（　歳）	性別
免許証	交付	年　月　日　公安委員会交付	有効期限	年
	番号	第　号		

免許種別	第一種免許										第二種免許					仮免許				その他
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二	大型	中型	準中型	普通	国際

運転車両

処分事由

違反日時：　年　月　日　午　時　分頃

違反場所：　付近道路（路線名　）

違反名

35点以上
- □ 危険運転
- □ 故意殺傷等
- □ 酒酔い
- □ ひき逃げ
- □ 麻薬等運転

25点
- □ 無免許
- □ 共同危険行為等
- □ 過労運転等
- □ 酒気帯び(0.25以上)

13点
- □ 酒気帯び(0.25未満)

6点
- □ 無車検、無保険
- □（　）

3点
- □（　）

2点
- □ 信号（□止まれ等　□点滅）
- □ 通行区分
- □ 法定横断等
- □ 横断歩行者妨害等
- □ 優先道路通行妨害
- □ 徐行場所
- □ 指定場所不停止
- □ 追越禁止場所
- □ 安全運転義務
- □ 交差点安全進行義務
- □（　）

1点
- □ 車間距離　□交差点優先妨害
- □ 右左折方法　□ドア開放等
- □（　）

点数制度外事案上申
- □ 教唆、幇助等（　）
- □ 重大違反唆し（　）
- □ 麻薬、覚醒剤等
- □ 道路外事故
- □ 暴走行為等同乗
- □（　）
- □ 事故不申告
- □ 双方上申事案

事故内容：□ 死亡　人　□ 傷害　人・最長治療日数　日　□ 措置義務違反　□ 建造物損壊事案

不注意の程度：□ 軽い〔大・小〕　□ 重い

概要

送致罪名：□過失運転致死傷　□重過失致死傷　□業務上過失致死傷　□道路交通法　□（　）

相手方

氏名　年　月　日生（　歳）

過失

状態

処分量定意見

□ 厳重
□ 相当
□ 寛大
□ 不処分

情状

受理番号

事件番号（　署・課・隊　第　号）　送付年月日（　年　月　日）

様式第３号

年　月末日廃棄

運転免許試験課長　殿

第　　号
年　　月　　日
警察署（課・隊）長

関 係 書 類 追 送 書

違反行為別	法令違反、物件、建造物、人身
事件番号	□ □ □ □ □ □
発生年月日	
被処分者氏名 生年月日 免許証番号	 年　月　日生 第　　号
追送書類	□　被処分者、被害者、参考人（　　）の供述調書 □　実況見分調書 □　診断書 □　その他（　　）

様式第４号

年　月末日廃棄

京都府警察本部長　殿　　第　　号
（運転免許試験課長）　　年　月　日
長

登録点数の抹消（変更）・再審査方について（依頼）

次の者に対する違反（事故）登録点数の抹消（変更）・再審査方を依頼します。

氏　　名 生年月日 免許証番号	年　月　日生 第　　号		
発生年月日	年　月　日		
違反（事件）名・事件番号等	第　　号　法令・人身・切符（　）		
抹消（変更）・再審査の理由			
取扱者	警察署・課・隊　　係	警電	－
電話速報	年　月　日　時　分速報済み 運転免許試験課担当者（　　）		

様式第５号

第　　号
年　　月　　日

殿

京都府警察本部交通部
運転免許試験課長　印

電計登録の抹消（変更）方について（依頼）

貴公安委員会から送付を受けた次の者に対する移送事案については、次の理由により登録の抹消（変更）を依頼します。

氏　　名 生年月日	年　　月　　日生		
発生年月日	年　　月　　日		
送付警察署等	警察署・課・隊		
事件番号			
抹消（変更）の理由			
取扱者	係	警電	

様式第５号の２

第　　号
年　月　日

殿

京都府警察本部交通部
運転免許試験課長　印

抹消登録をされた違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

次の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録の抹消登録をしたことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請、受験相談等の機会において、抹消登録をされる前の違反等登録により行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、次の担当者宛てに電話で回答願います。

氏名（ふりがな）	（　　）
統一氏名	
生年月日	年　月　日生
性　別	男　・　女
住　所	
抹消種別	一部訂正　・　完全抹消
違反等登録をした日（事案名）	年　月　日 （　　）
抹消登録をした日（事案名）	年　月　日 （　　）
その他調査をする上で必要と認められる事項	

担当者：係名
氏名
警電

様式第６号

行 政 処 分 出 頭 通 知 書

通知番号

あなたは、運転免許の停止処分(　　)
に該当しますので、次のとおり出頭してください。

○ 携 行 品 ═ 運転免許証及びこの通知書

出頭日（受付時間）	
出頭場所	

○ 処 分 理 由

違反(事故)発生年月日	違 反 行 為 の 種 別 等		点 数
過去３年間の前歴回数	回	累積点数	点

※ 他に違反・事故があれば連絡してください。処分後に再度処分を受けるなどの不利益を受ける場合があります。

出頭時の注意事項

1 講習の受講希望の有無に関係なく出頭してください。
2 出頭の際は、自動車や一般原動機付自転車を運転しないで来てください。
3 処分後(免許停止中)に運転すると無免許運転となり取消処分となります。
4 運転免許証がないと、受付ができません。
5 左記の受付時間に遅れると、当日講習は受けられません。

○ 運転免許証がお手元にない場合
（紛失、検察庁出頭予定等）
○ 代理人を出席させる場合
（委任状が必要です。）
→ 必ず、運転免許試験課（075－631－5181）に連絡してください。

═ 講 習 案 内 ═

1 停止処分を受けて希望される方は、当日講習が受けられます。
2 講習の考査成績に応じて、免許停止の処分期間が短縮されます。
3 運転に適した衣類及び履物で受講してください。
4 乳幼児を同伴して受講することはできません。
5 講習手数料　　円、印鑑及び筆記具が必要です。

講習時間	
短縮	

（注意）出頭日(講習日)の変更は、学級編成上、原則として認められません。

様式第６号の２

行　政　処　分　出　頭　通　知　書

第　　号

年　　月　　日

住所

様

京 都 府 警 察 本 部 長

あなたは、違反者講習を受講しなかったため、運転免許の停止処分に該当しますので、下記のとおり出頭してください。

記

出頭日時	
出頭場所	

処分理由	違反（事故）発生年月日	違反行為の種別等	点数
過去３年間の前歴回数　　回		累積点数　　点	

出　頭　時　の　注　意　事　項

１　出頭の際は、自動車や一般原動機付自転車を運転しないで来てください。
２　処分後（免許停止中）に運転すると無免許運転となり取消処分となります。
３　運転免許証がないと、受付ができません。
４　処分期間の短縮を伴う停止処分者講習は受けられません。
５　次の場合は、必ず、事前に運転免許試験課に連絡し、その指示に従ってください。
　○　運転免許証がお手元にない場合（紛失、検察庁出頭予定等）
　○　代理人を出頭させる場合（委任状が必要です。）
６　携行品
　運転免許証及びこの通知書

様式第７号

年　　月末日廃棄

殿　　第　　号

年　　月　　日

京都府警察本部長

運転免許行政処分執行指揮書

被処分者　　に対し、別添の運転免許 停止／取消 処分書を　　年　月　日までに交付して執行し、その結果を電話速報した後、処分結果報告書により、速やかに報告されたい。

執行指揮の理由

１　被処分者に対して　　回にわたり行政処分出頭通知書を発送したが不出頭である。

呼出日	１回目　　年　　月　　日		自宅電話	
	２回目　　年　　月　　日		勤務先等電話	
	３回目　　年　　月　　日		車両番号	

２　所在不明のため調査した結果、新住所が判明し行政処分出頭通知書を発送したが不出頭である。

３　被処分者又は代理人が、　月　　日貴署で処分を受けることを希望している。

４　違反者講習未受講のため、同人の利便上（停止処分者講習の受講ができない。）、住所地を管轄する警察署において執行するのが適当である。

５　その他

担当	運転免許試験課　　係	警電	

様式第７号の２

行　政　処　分　執　行　・　運　転　免　許　証　保　管　管　理　簿

No.	種別	氏名・生年月日・連絡先	区　分	指揮・復命等	処　理　状　況	課　長	係　長	取扱者	備　　考
1	短期 中期 長期 取消	【氏名】 【生年月日】 年　月　日 【連絡先】	執行指揮 免許証返還依頼	指揮・依頼日 年 月　日 処分番号	【処分期間】＿＿＿日間 年　月　日から　年　月　日まで				
			執　行	復命 年 月　日	【執行日時】　年　月　日　時　分 【処分書受領者】 □　本人　□　代理人（委任状確認　□　済）				
			返　還		【返還日時】　年　月　日　時　分 【返還先（受領書記載者）】 □　本人　□　代理人（氏名　　）				
2	短期 中期 長期 取消	【氏名】 【生年月日】 年　月　日 【連絡先】	執行指揮 免許証返還依頼	指揮・依頼日 年 月　日 処分番号	【処分期間】＿＿＿日間 年　月　日から　年　月　日まで				
			執　行	復命 年 月　日	【執行日時】　年　月　日　時　分 【処分書受領者】 □　本人　□　代理人（委任状確認　□　済）				
			返　還		【返還日時】　年　月　日　時　分 【返還先（受領書記載者）】 □　本人　□　代理人（氏名　　）				

注１　「執行指揮」とは、警察本部長が警察署長に対し、運転免許行政処分の執行を指揮することをいう。
　２　「免許証返還依頼」とは、運転免許試験課長が運転免許行政処分に係る免許証の保管及び返還について警察署長に依頼することをいう。
　３　「取扱者」とは、実際に行政処分を執行又は保管免許証を返還した者をいう。
　４　本管理簿の保存期間は、一般違反行為を理由として処分した事案に係るものは８年、特定違反行為を理由として処分した事案に係るものは13年とする。

様式第８号

行　政　処　分　猶　予　通　知　書

〒
住所
氏名　　様

あなたが行った　　年　月　日の　　により、点数制度による運転免許の停止処分点に達しましたが、今回の停止処分は処分猶予と決定したので通知します。

年　月　日

京都府警察本部長

注　　意　　事　　項

１　現在あなたの累積点数は、前歴等　　回　　点です。
２　あなたが今後違反行為を重ねられると、処分猶予としたこの違反点数が累積（加算）され、より重い処分を受けることがありますから、交通法規を守り安全運転に努めてください。
３　違反行為の日から１年間無事故・無違反で運転されると、停止処分を受けることはありませんが、点数はあなたの記録として登録されています。
４　この処分猶予について、御質問のある方は、運転免許試験課審査係までお越しください。（本館２階の11番窓口でこの通知書を示して来意を告げてください。）

（担当）京都府警察本部運転免許試験課（審査係）
〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町647
電話 075-631-5181 内線

猶予番号

様式第９号

年　月末日廃棄

警察署		送付日	・　・	指定番号		処分番号	

処分結果報告書

執行指揮のあった次の者の免許を取り消し、の効力を　年　月　日から　年間を免許を受けることができない期間として指定したので　日間停止したので　報告します。

年　月　日

京都府警察本部長　殿
（運転免許試験課長）

警察署長

住所					
氏名		生年月日	年　月　日生		
免許証番号		交付日	年　月　日		

免許の種類	第一種	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	第二種	大型	中型	普通	大特	け引	公安委員会交付

午前後　時　分執行

処分の更新	中
済	要
更新手続済み	年　月　日

処分理由

違反(事故)発生年月日	違反行為の種別等	点数

（処分の根拠法条）

前歴の有無及び回数		累積点数	

呼出日	1	
	2	
	3	
	4	

備考		取扱者
処分書受領欄	本人	
	代理人	

整理番号	

様式第10号

警察署		送付日	・　・	指定番号		処分番号	

運転免許停止処分控書

次の理由によりあなたの免許の効力を　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで（　　日間）停止したので報告します。

年　　月　　日

電（自）
話（勤）

住所			
氏名		生年月日	年　　月　　日生
免許証番号		交付日	年　　月　　日

免許の種類	第一種	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	第二種	大型	中型	普通	大特	け引	公安委員会交付

処分の更新		処分理由	違反(事故)発生年月日	違反行為の種別等	点数
中					
済	要				
更新手続済み	年月日				

（処分の根拠法条）		前歴の有無及び回数		累積点数	

備考		
免許証受領欄	本人	
	代理人	

整理番号	

様式第 11 号

年 月末日廃棄

京都府警察本部長　殿
（運転免許試験課長）

第　　号
年　　月　　日
京都府　　警察署長

行 政 処 分 執 行 不 能 報 告 書

次の者に対する運転免許取消し・停止処分は、次の理由により執行できなかったので報告します。

<table>
<tr><td>被処分者</td><td colspan="5">住　所

氏　名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">執行不能理由</td><td>管外住変</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="4">○ 所在不明　　○ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>呼出し、所在調査等の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他参考事項</td><td colspan="2"></td><td>取扱者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行指揮年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>整理番号</td><td></td><td>処分番号</td><td></td></tr>
</table>

注　運転免許取消／停止処分書を添付して報告すること

様式第12号

第　　号

年　　月　　日

殿

京都府公安委員会　印

行 政 処 分 関 係 書 類 の 送 付 に つ い て

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当府公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を認知したので、当該事実に係る関係書類を送付します。

記

処理日　　年　　月　　日

氏　　名	免許証番号	発生署	事件番号	発生年月日	違／事

様式第13号

第　　号

年　　月　　日

殿

京都府公安委員会　印

違反者講習関係書類の送付について

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付します。

記

処理日　　年　　月　　日

氏　　名	免許証番号	発生署	事件番号	発生年月日	違／事

様式第14号

代　理　人　資　格　証　明　書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日に　　において行われる意見の聴取・弁明通知書番号（　年　月　日付第　　号）に係る意見の聴取
弁明の機会の付与については、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取
弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取 弁　　明 の件名	
住　　所	
氏　　名	

注　不要の文字は、横線で消すこと。

様式第15号

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日に　　において行われる意見の聴取・弁明通知書番号（　年　月　日付第　　号）に係る 意見の聴取 / 弁明の機会の付与 については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 / 弁明 の件名	
住　所	
氏　名	

注　不要の文字は、横線で消すこと。

様式第16号

補 佐 人 出 頭 許 可 申 請 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日に　　において行われる意見の聴取・弁明通知書番号（　　年　月　日付第　　号）に係る意見の聴取／口頭による弁明の機会の付与については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取／口頭による弁明の件名	
住　所	
氏　名	（　　歳） 職業
当事者又はその代理人との関係	
補佐する事項	

注　不要の文字は、横線で消すこと。

様式第17号

意 見 の 聴 取 通 知 書

京　　第　　号
年　　月　　日

住　所

殿

印

道路交通法　　の規定による意見の聴取を、次のとおり行いますから出席されるよう通知します。

記

意見の聴取日時	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

備考　1　あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
2　あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人１人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して意見の聴取に関する一切の行為を委任する旨を記載した文書を提出してください。
3　あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
4　意見の聴取の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の前日までに行政庁に提出して許可を受けてください。

受　　領　　書

意見の聴取通知書（　京　　第　　号）を確かに受け取りました。

年　　月　　日

殿

受取人住所

氏名

様式第18号

意見の聴取の期日・場所
弁明の日時・場所 変更申出書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日に　　において行われる意見の聴取・弁明通知書番号（　年　月　日付第　　号）に係る意見の聴取の期日・場所 / 弁明の日時・場所 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名 弁　　明	
理　　由	
希　望　変　更　日　時　・　場　所	
意見の聴取の期日 弁　明　の　日　時	年　　月　　日 時　　分から
意見の聴取の場所 弁　明　の　場　所	

注　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　2　不要の文字は、横線で消すこと。

様式第19号

意見の聴取の期日・場所
弁 明 の 日 時 ・ 場 所 変更通知書

京　　第　　号
年　月　日

殿

㊞

年　　月　　日に　　において行うこと
としていた意見の聴取の期日・場所 / 弁 明 の 日 時 ・ 場 所を下記のとおり変更したので通知します。

記

	変　更　前	変　更　後
意見の聴取の期日 弁 明 の 日 時	年　月　日 時　分から	年　月　日 時　分から
意見の聴取の場所 弁 明 の 場 所		

注　不要の文字は、横線で消すこと。

様式第20号

意見の聴取 続　行 / 再　開 通知書

京　　第　　号
年　月　日

殿

㊞

年　　月　　日に　　において行った意見の聴取を下記のとおり 続　行 / 再　開 するので通知します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年　　月　　日 時　　分から
意見の聴取の場所	

注　不要の文字は、横線で消すこと。

様式第21号

京　第　号
年　月　日

意　見　の　聴　取　調　書

主宰者の職名及び氏名

㊞

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者の氏名及び住所(代理人・補佐人・参考人・関係人の氏名及び住所)	
当事者又はその代理人の意見の陳述の要旨	
参考人又は関係人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

注　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2　証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
3　不要の欄は、斜線を引くこと。

様式第22号

提　出　物　目　録

年　月　日

㊞

道路交通法　　の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

意見の聴取の件名 弁　　明		
提出者	住　　所	
	氏　　名	
提出を受けた年月日		

目　　録

番号	標　　目	数　　量	備　　考

取　扱　者	階級　　氏名	㊞

様式第23号

弁　明　通　知　書

京　第　　号
年　月　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る
の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　月　日まで
備考	

備考　1　弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
2　弁明をするときは、証拠を提出することができます。
3　あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
4　口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

受　　領　　書

弁明通知書（　京　第　　号）を確かに受け取りました。

年　　月　　日

殿

受取人住所

氏　名　　㊞

様式第24号

京　第　号
年　月　日

弁　明　調　書

弁明録取者の職名及び氏名

㊞

弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
当事者の氏名及び住所(代理人・補佐人の氏名及び住所)	
当事者又はその代理人の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	

注　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　2　証拠が提出されたときは、提出物目録を添付すること。